
鹿兒島県過疎地域持続的発展方針

(令和3年度～令和7年度)



鹿兒島県

令和4年6月

目 次

第1章 基本的な事項

- 第1節 過疎地域の現状と問題点(P1)
- 第2節 過疎地域持続的発展の基本的な方向(P28)
- 第3節 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連(P37)

第2章 移住・定住・地域間交流の促進, 人材育成

- 第1節 移住・定住・地域間交流の促進, 人材育成の方針(P41)
- 第2節 移住・定住・地域間交流の促進(P41)
- 第3節 担い手となる人材育成(P42)

第3章 産業の振興

- 第1節 産業振興の方針(P44)
- 第2節 農林水産業の振興(P45)
- 第3節 地場産業の振興(P61)
- 第4節 企業の立地対策(P64)
- 第5節 起業の促進(P64)
- 第6節 商業の振興(P65)
- 第7節 情報通信産業の振興(P66)
- 第8節 観光・レクリエーションの振興(P66)

第4章 地域における情報化

- 第1節 地域における情報化の方針(P72)
- 第2節 情報化の推進(P72)

第5章 交通施設の整備, 交通手段の確保

- 第1節 交通施設の整備, 交通手段の確保の方針(P74)
- 第2節 国道, 県道及び市町村道の整備(P75)
- 第3節 農道, 林道及び漁港関連道の整備(P76)
- 第4節 交通確保対策(P77)

第6章 生活環境の整備

- 第1節 生活環境の整備の方針(P78)
- 第2節 簡易水道, 生活排水処理施設等の整備(P78)
- 第3節 消防・救急施設の整備(P79)

第7章 子育て環境の確保, 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

- 第1節 子育て環境の確保, 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針(P80)
- 第2節 安心して子どもを産み育てるための対策(P80)
- 第3節 児童の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策(P81)
- 第4節 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策(P81)
- 第5節 障害者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策(P82)

第8章 保健・医療の確保

- 第1節 保健・医療の確保の方針(P83)
- 第2節 保健の確保(P83)
- 第3節 医療の確保(P84)

第9章 教育の振興

- 第1節 教育の振興の方針(P86)
- 第2節 公立学校施設の整備等(P87)
- 第3節 集会施設, 体育施設, 社会教育施設等の整備(P88)

第10章 集落の整備

- 第1節 集落の整備の方針(P89)
- 第2節 集落の整備(P90)

第11章 地域文化の振興等

- 第1節 地域文化の振興等の方針(P92)
- 第2節 地域文化の振興等(P92)

第12章 再生可能エネルギーの利用の推進

- 第1節 再生可能エネルギーの利用の推進の方針(P94)
- 第2節 再生可能エネルギーを利用した地域づくり(P94)

第13章 市町村間の広域連携等による地域活力の向上

- 第1節 市町村間の広域連携の促進(P96)
- 第2節 市町村等への行財政支援(P96)

参考資料

- [資料1]鹿児島県過疎地域市町村現況図(令和4年4月現在)(P1)
- [資料2]「鹿児島県過疎地域持続的発展方針」における地域区分(P2)

この「鹿児島県過疎地域持続的発展方針」は、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)」第7条の規定に基づいて定めるものであり、期間は令和3年度から令和7年度までとする。

なお、本方針は、本県の過疎地域(「特定市町村(※)」を含む。)が過疎地域持続的発展市町村計画を定める際の方針とする。

第1章 基本的な事項

第1節 過疎地域の現状と問題点

1 過疎地域の状況

「過疎地域」は、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」により、第1表の区分で市町村が公示されており、本県においては、県内43市町村のうち42市町村(97.7%)が過疎地域となっている(令和4年4月1日現在)。

同法により、新たに、いちき串木野市と霧島市(旧霧島町)(令和3年4月1日～)、が過疎地域に加わり、鹿児島市(旧桜島町)(令和3年4月1日～)が要件から外れることとなった。

なお、鹿児島市(旧桜島町)は、令和3年度から令和8年度までの6年間、経過措置が設けられている。

令和4年4月1日からは、令和2年度国勢調査結果の反映により、出水市(旧野田町)が過疎地域に加わった。

また、本県においては、行政区域に過疎地域を含む市町村は、半島地域や離島地域等条件不利地域に多く位置しており、これら42市町村のうち「半島振興法」の対象団体は16市町村、「離島振興法」の対象団体は9市町村、「奄美群島振興開発特別措置法」の対象団体は12市町村、「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」の対象団体は7市町村となっている(令和4年4月1日現在)。

第1表 本県における過疎地域の状況

区分	法	市 町 村
全 部 過 疎	法第2条第1項又は第41条第1項に規定する要件に該当する市町村	36市町村
一 部 過 疎	法第2条第1項又は法第41条第1項に規定する要件に該当しない市町村において、合併前の旧市町村単位で人口要件を満たし、現在の市町村が財政力要件を満たす場合、当該旧市町村単位の区域を過疎地域とみなす。	6市 <ul style="list-style-type: none"> ・ 鹿屋市(旧輝北町, 旧吾平町), ・ 出水市(旧野田町), ・ 薩摩川内市(旧樋脇町, 旧入来町, 旧東郷町, 旧祁答院町, 旧里村, 旧上甑村, 旧下甑村, 旧鹿島村) ・ 日置市(旧東市来町, 旧日吉町, 旧吹上町) ・ 霧島市(旧横川町, 旧牧園町, 旧霧島町, 旧福山町) ・ 始良市(旧蒲生町)
非 過 疎		1市(鹿児島市(※))

(※)「鹿児島市(旧桜島町)」(特定市町村)は、6年間(令和3～8年度)の経過措置が適用

2 人口の動向

令和4年4月1日現在の過疎地域の人口は、580,771人(令和2年国勢調査結果を基に算定)となっており、昭和45年から令和4年までの増減率をみると、県計が8.1%の減少に対し、過疎市町村では、26.6%の減少となっている。

また、過疎地域における年齢階層別人口構成比をみると、若年者比率(15歳以上30歳未満の人口の割合)は9.0%で、県全体の11.8%と比較して2.8ポイント低くなっている。

一方、高齢者比率(65歳以上の人口の割合)は、39.7%であり、県全体の32.8%と比較して6.9ポイント高くなっている。

第2表 過疎地域の人口及び面積

(単位:人, km²)

区分	人口									面積
	昭和45年	昭和55年	平成2年	平成12年	平成22年	平成27年	令和3年	令和4年	増減率 (令和4年/ 昭和45年)	
県 計	1,729,150	1,784,623	1,797,824	1,786,194	1,706,242	1,648,177	1,648,177	1,588,256	▲ 8.1	9,187.1
過疎関係市町村計	791,663	741,141	655,647	555,973	627,118	601,475	632,335	580,771	▲ 26.6	7,285.8
過疎市町村	791,663	741,141	655,647	555,973	487,820	515,360	544,642	502,999	-	6,090.9
みなし過疎市町村	-	-	-	-	44,396	-	-	-	-	-
一部過疎市町村	-	-	-	-	94,902	86,115	87,693	77,772	-	1,194.9

(注1)人口、面積については国勢調査による。

(県地域政策課による)

(注2)過疎地域は、各国勢調査年当時の状況

(注3)令和3年の人口は、平成27年国勢調査結果による。

(注4)令和4年の人口は、令和2年国勢調査結果による。

第3表 地域別・年齢階層別の過疎地域の状況

区 分		人口(人)				比率				
		① 0～14歳	② 15～29歳	③ 30～64歳	④ 65歳～	計	①	②	③	④
本県		205,381	182,195	649,999	505,891	1,588,256	13.3%	11.8%	42.1%	32.8%
過 疎	過疎市町村	60,346	45,563	199,888	195,613	502,999	12.0%	9.1%	39.9%	39.0%
	一部過疎(過疎)	8,400	6,922	30,568	35,491	81,531	10.3%	8.5%	37.6%	43.6%
過疎地域計		68,746	52,485	230,456	231,104	584,530	11.8%	9.0%	39.5%	39.7%
非過疎	一部過疎(非過疎)	60,955	53,153	175,062	115,983	410,598	15.0%	13.1%	43.2%	28.6%
	非過疎市町村	75,680	76,557	244,481	158,804	593,128	13.6%	13.8%	44.0%	28.6%
うち特定市町村		222	213	1,011	1,348	2,811	7.9%	7.6%	36.2%	48.2%
非過疎地域計		136,635	129,710	419,543	274,787	1,003,726	14.2%	13.5%	43.7%	28.6%
鹿児島地域		85,217	85,336	274,728	185,913	668,916	13.5%	13.5%	43.5%	29.5%
過 疎	過疎市町村	3,403	3,433	11,270	10,483	28,635	11.9%	12.0%	39.4%	36.7%
	一部過疎(過疎)	2,299	2,192	8,323	9,421	22,260	10.3%	9.9%	37.4%	42.4%
非過疎	一部過疎(非過疎)	3,835	3,154	10,654	7,205	24,893	15.4%	12.7%	42.9%	29.0%
	非過疎市町村	75,680	76,557	244,481	158,804	593,128	13.6%	13.8%	44.0%	28.6%
うち特定市町村		222	213	1,011	1,348	2,811	7.9%	7.6%	36.2%	48.2%
南薩地域		13,925	12,209	48,313	49,866	125,011	11.2%	9.8%	38.9%	40.1%
過 疎	過疎市町村	13,925	12,209	48,313	49,866	125,011	11.2%	9.8%	38.9%	40.1%
北薩地域		25,122	21,596	78,230	67,111	193,615	13.1%	11.2%	40.7%	34.9%
過 疎	過疎市町村	5,550	4,537	18,961	20,042	49,218	11.3%	9.2%	38.6%	40.8%
	一部過疎(過疎)	2,832	2,078	9,559	11,296	25,802	11.0%	8.1%	37.1%	43.8%
非過疎	一部過疎(非過疎)	16,740	14,981	49,710	35,773	118,595	14.3%	12.8%	42.4%	30.5%
始良・伊佐地域		32,159	28,292	97,869	72,043	233,055	14.0%	12.3%	42.5%	31.3%
過 疎	過疎市町村	3,644	2,748	12,943	14,192	33,572	10.9%	8.2%	38.6%	42.3%
	一部過疎(過疎)	2,227	1,921	9,253	11,127	24,613	9.1%	7.8%	37.7%	45.4%
非過疎	一部過疎(非過疎)	26,288	23,623	75,673	46,724	174,870	15.3%	13.7%	43.9%	27.1%
大隅地域		29,305	23,025	89,986	79,608	223,828	13.2%	10.4%	40.5%	35.9%
過 疎	過疎市町村	14,171	10,899	47,528	49,680	122,732	11.6%	8.9%	38.9%	40.6%
	一部過疎(過疎)	1,042	731	3,433	3,647	8,856	11.8%	8.3%	38.8%	41.2%
非過疎	一部過疎(非過疎)	14,092	11,395	39,025	26,281	92,240	15.5%	12.6%	43.0%	28.9%
熊毛地域		5,103	3,104	16,475	14,843	39,550	12.9%	7.9%	41.7%	37.6%
過 疎	過疎市町村	5,103	3,104	16,475	14,843	39,550	12.9%	7.9%	41.7%	37.6%
奄美地域		14,550	8,633	44,398	36,507	104,281	14.0%	8.3%	42.7%	35.1%
過 疎	過疎市町村	14,550	8,633	44,398	36,507	104,281	14.0%	8.3%	42.7%	35.1%

(県地域政策課による)

(注1)人口の計には年齢不詳を含む。比率は年齢不詳を按分してある。

(注2)上記数値は、令和2年国勢調査結果による。

3 産業構造

(1) 就業人口

平成27年国勢調査によると、本県の過疎地域における就業人口は、296千人であり、産業別の割合をみると、過疎地域では第1次産業が18.5%、第2次産業が20.0%、第3次産業が61.1%となっており、昭和45年以降、第1次産業から第2次産業、第3次産業へ移行しているが、県全体と比較すると第1次産業の割合が高く、農林水産業が重要な産業となっている。

第4表 就業人口の推移

(単位: %, 千人)

区 分		各産業のウエイト			就業人口
		1次産業	2次産業	3次産業	
過 疎 地 域	昭和45年	58.8	14.1	27.1	366
	55年	40.3	23.8	36.0	324
	平成2年	32.7	25.9	41.5	287
	12年	24.9	25.6	49.5	265
	22年	20.5	19.9	58.8	297
	27年	18.5	20.0	61.1	296
本 県	昭和45年	42.3	17.8	39.9	833
	55年	24.7	24.4	50.8	844
	平成2年	17.8	25.1	57.0	821
	12年	12.0	24.2	63.5	829
	22年	10.0	18.8	67.2	777
	27年	9.5	19.4	71.1	753
全 国	昭和45年	19.3	34.1	46.6	52,593
	55年	10.9	33.6	55.4	55,811
	平成2年	7.1	33.3	59.6	61,682
	12年	5.1	29.8	65.1	62,978
	22年	4.2	25.2	70.6	59,611
	27年	4.0	25.0	71.0	58,919

(県地域政策課による)

(注1) 就業人口には分類不能の産業が含まれるため、各産業のウエイトの合計は、100%とならない場合がある。

(注2) 過疎地域は、令和3年4月1日公示による。

(2) 市町村内総生産及び市町村民所得

市町村内総生産は、平成12年度から令和元年度の20年間に、県全体では6.9%増加、過疎地域では3.4%増加している。

また、一人当たり国民所得に対する過疎地域の所得額の割合は、平成12年度の69.9%から令和元年度には72.7%と上昇しているが、依然として低い水準にある。

第5表 市町村内総生産状況

(単位: %, 百万円)

区分		各産業のウエイト			市町村内総生産
		1次産業	2次産業	3次産業	
過疎地域	平成12年度	9.8	22.1	68.1	1,698,042
	令和元年度	10.7	21.3	68.0	1,815,372
	増減率				6.9
全県	平成12年度	4.5	22.4	73.1	5,584,564
	令和元年度	4.6	20.8	74.0	5,772,861
	増減率				3.4

(注)「過疎地域」には一部過疎は含まない。(令和元年度市町村民所得推計による)

第6表 一人当たりの市町村民所得の状況

(単位: 千円)

区分		昭和45年度	昭和55年度	平成2年度	平成12年度	平成22年度	平成27年度	令和元年度
過疎地域	a	246	901	1,640	2,048	2,090	2,213	2,312
全県	d	312	1,231	2,055	2,379	2,415	2,365	2,558
全国	e	586	1,706	2,819	2,929	2,752	3,069	3,181
格差	a/d	78.8%	73.2%	79.8%	86.1%	86.5%	93.6%	90.4%
	a/e	42.0%	52.8%	58.2%	69.9%	75.9%	72.1%	72.7%

(注)「過疎地域」には、一部過疎は含まない。

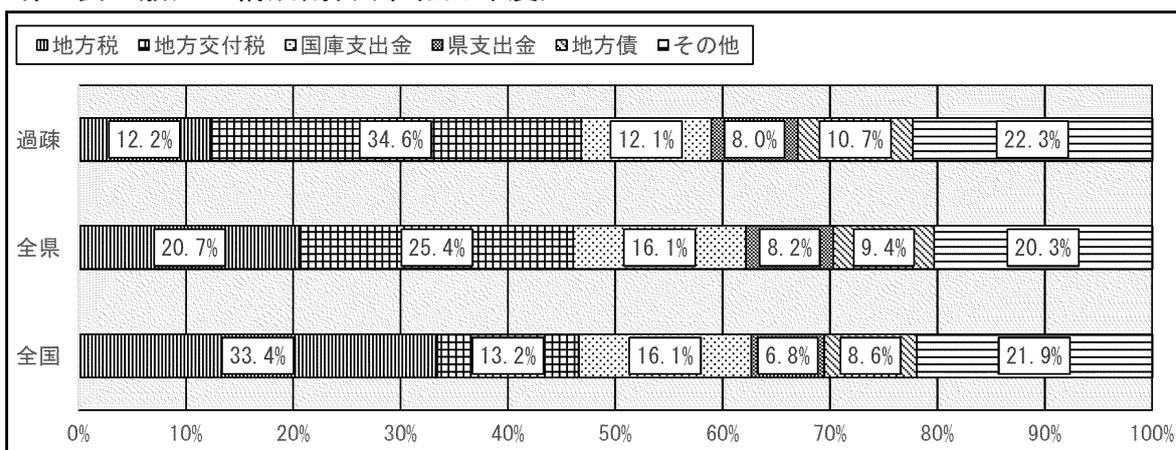
(令和元年度市町村民所得推計による)

4 市町村財政

令和元年度の過疎市町村の歳入の構成割合を本県市町村(平均)と比較すると、自主財源である地方税の割合が低く、依存財源である地方交付税等の割合が高くなっている。

一方、過疎市町村の目的別歳出の構成割合を本県市町村(平均)と比較すると、基幹産業である農林水産業費の割合が高く、民生費や土木費の割合が低くなっている。

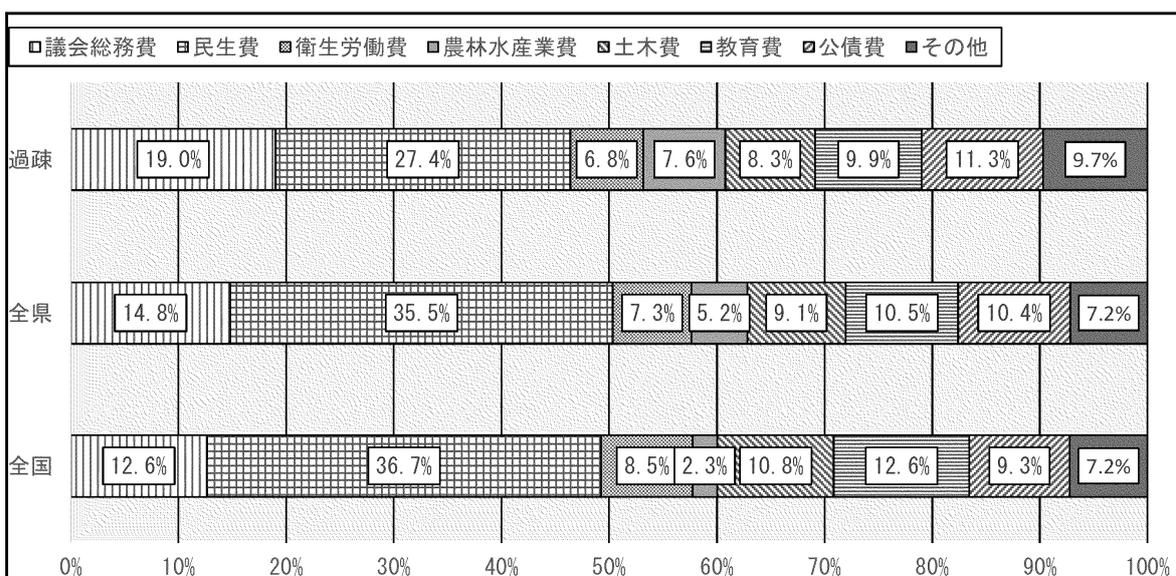
第7表 歳入の構成割合(令和元年度)



(注)「過疎」には「一部過疎」は含まない。

(令和元年度市町村財政状況による)

第8表 目的別歳出の構成割合(令和元年度)



(注)「過疎」には「一部過疎」は含まない。

(令和元年度市町村財政状況による)

5 過疎対策の実績

「過疎地域自立促進特別措置法」に基づく過疎対策事業費は、平成22年度から平成27年度までの実績が、県実施事業5,058億円(市町村に対する財政上の援助措置分は除く。)、市町村実施事業5,075億円で、計10,133億円となっている。

また、平成28年度から令和元年度までの実績は、県実施事業3,824億円、市町村実施事業3,952億円で、計7,776億円となっている。

さらに、平成22年度からソフト事業への過疎対策事業債の適用が拡大されたことを踏まえ、全体を通してソフト対策の充実・強化が図られている。

なお、県実施事業は、「産業の振興」や「交通通信体系の整備、情報化の推進及び地域間交流の促進」に関する事業の割合が高く、市町村実施事業については、「産業の振興」や「交通通信体系の整備、情報化の推進及び地域間交流の促進」、「生活環境の整備」に関する事業の割合が高くなっており、平成28年度から令和元年度までの実績では、「高齢者等の保健の増進及び福祉の向上」の割合も高くなっている。

第9表 平成22年度から平成27年度までの過疎対策事業の実績(県実施分)

(単位:億円)

区 分	実績額 (H22年度～H27年度)	構成比(%)
産業の振興	2,781	55.0
交通通信体系の整備、情報化の推進及び地域間交流の促進	1,712	37.2
生活環境の整備	68	1.3
高齢者等の保健の増進及び福祉の向上	106	2.1
保健・医療の確保	60	1.2
教育の振興	195	3.9
地域文化の振興等	98	1.9
集落の整備	27	0.5
その他地域の自立促進に関し必要な事項	11	0.2
合 計	5,058	100.0

(県地域政策課による)

第10表 平成22年度から平成27年度までの過疎対策事業の実績(市町村実施分)

(単位:億円)

区 分	実績額 (H22年度～H27年度)	構成比(%)
産業の振興	1,076	21.2
交通通信体系の整備, 情報化の推進及び地域間交流の促進	1,110	21.9
生活環境の整備	1,321	26.0
高齢者等の保健の増進及び福祉の向上	786	15.5
保健・医療の確保	77	1.5
教育の振興	543	10.7
地域文化の振興等	37	0.7
集落の整備	71	1.4
その他地域の自立促進に関し必要な事項	54	1.1
合 計	5,075	100.0

(県地域政策課による)

第11表 平成28年度から令和2年度までの過疎対策事業の実績(県実施分)

(単位:億円)

区 分	実績額 (H28年度～R2年度)	構成比(%)
産業の振興	2,771	57.0
交通通信体系の整備, 情報化の推進及び地域間交流の促進	1,424	29.3
生活環境の整備	80	1.6
高齢者等の保健の増進及び福祉の向上	125	2.6
保健・医療の確保	81	1.7
教育の振興	138	2.8
地域文化の振興等	98	2.0
集落の整備	16	0.3
その他地域の自立促進に関し必要な事項	129	2.7
合 計	4,863	100.0

(県地域政策課による)

第12表 平成28年度から令和2年度までの過疎対策事業の実績(市町村実施分)

(単位:億円)

区 分	実績額 (H28年度～R2年度)	構成比(%)
産業の振興	979	19.8
交通通信体系の整備, 情報化の推進及び地域間交流の促進	955	19.3
生活環境の整備	1,137	23.0
高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	988	20.0
医療の確保	78	1.6
教育の振興	624	12.6
地域文化の振興等	29	0.6
集落の整備	75	1.5
その他地域の自立促進に関し必要な事項	75	1.5
合 計	4,940	100.0

(注)過疎地域自立促進特別事業(ソフト事業)分(第12-1表)含む。(県地域政策課による)

第12-1表 平成28年度から令和2年度までの過疎対策事業の実績

(市町村実施 過疎地域自立促進特別事業(ソフト事業)分)

(単位:億円)

区 分	実績額 (H28年度～R2年度)	構成比(%)
産業の振興	22	10.7
交通通信体系の整備, 情報化の推進及び地域間交流の促進	27	13.1
生活環境の整備	25	12.1
高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	66	32.0
医療の確保	10	4.8
教育の振興	18	8.7
地域文化の振興等	0	0.1
集落の整備	22	10.7
その他地域の自立促進に関し必要な事項	16	7.8
合 計	206	100.0

(県地域政策課による)